

補助金交付申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 （ ） ー

電子メール

令和7年度において、空き家活用支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着工予定年月日 令和 年 月 日

事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

別紙のとおり

誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - （1）条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - （2）暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - （3）間接補助事業を行う場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者をその受託者とししないこと。
 - （4）知事が、上記（1）又は（2）を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - （1）兵庫県まちづくり部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- （2）補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- （5）暴力団等であるとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

- （2）地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事
斎 藤 元 彦 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話 （ ） —
電子メール

令和 年 月 日

誓約書

兵庫県知事 様

空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約いたします。

- ・ 申請内容を遵守すること。
- ・ 申請内容に虚偽がないこと。
- ・ 改修工事の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。
- ・ 改修後10年以上住宅、事業所、地域交流拠点として活用すること。
- ・ 空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。
- ・ 事業完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、兵庫県が報告を求めた場合、必要な協力を行うこと。

氏名又は法人名等
代表者の職氏名

(別紙1-1-⑥)

実施計画書(事業所型<UJIターンタイプ>)

1 申請者

(1) 氏名	
(2) 住所	〒
(3) 電話	
(4) メール	

2 空き家の概要

(1) 所在地	地 番：		
	〒 住居表示：		
(2) 建築時期	年 月 日頃建築		
(3) 空き家期間	年 箇月 空き家バンク登録物件		
(4) 所有関係	所有 (取得済み 取得予定)		
(5) 水回り設備の 設置時期	台所 (年設置)	浴室 (年設置)	便所 (年設置)
(6) 使途目的	自己業務 その他()		
(7) 業務内容	業務内容：		
	人員構成： 人 うち従業員 人		
(8) 県内で運営する 他の事業所の有無	無		
(9) 業務開始時期	年 月頃		

3 補助金交付申請の概要

(1) 全体工事費	円 … (A)																																																				
(2) 補助対象外経費	円 … (B)																																																				
	他の補助制度の活用 無 有 事業名 : 国 県 市町 その他 補助対象経費 : 円 補助金額 : 円																																																				
(3) 補助対象経費	0 円 … (A) − (B)																																																				
(4) 交付申請額	<table><tr><td colspan="3">円</td></tr><tr><td colspan="3"> 【一戸建て住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上 400万円未満</td><td>1,850,000円</td><td>2,500,000円</td></tr><tr><td>400万円以上 450万円未満</td><td>2,100,000円</td><td>2,850,000円</td></tr><tr><td>450万円以上</td><td>2,250,000円</td><td>3,000,000円</td></tr></table> 【共同住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上</td><td>1,750,000円</td><td>2,350,000円</td></tr></table></td></tr></table>	円			【一戸建て住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上 400万円未満</td><td>1,850,000円</td><td>2,500,000円</td></tr><tr><td>400万円以上 450万円未満</td><td>2,100,000円</td><td>2,850,000円</td></tr><tr><td>450万円以上</td><td>2,250,000円</td><td>3,000,000円</td></tr></table> 【共同住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上</td><td>1,750,000円</td><td>2,350,000円</td></tr></table>			補助対象経費	補助金額		市街化区域 以外	団地区域	150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円	200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円	250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円	300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円	350万円以上 400万円未満	1,850,000円	2,500,000円	400万円以上 450万円未満	2,100,000円	2,850,000円	450万円以上	2,250,000円	3,000,000円	補助対象経費	補助金額		市街化区域 以外	団地区域	150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円	200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円	250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円	300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円	350万円以上	1,750,000円	2,350,000円
円																																																					
【一戸建て住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上 400万円未満</td><td>1,850,000円</td><td>2,500,000円</td></tr><tr><td>400万円以上 450万円未満</td><td>2,100,000円</td><td>2,850,000円</td></tr><tr><td>450万円以上</td><td>2,250,000円</td><td>3,000,000円</td></tr></table> 【共同住宅】 <table><tr><th rowspan="2">補助対象経費</th><th colspan="2">補助金額</th></tr><tr><th>市街化区域 以外</th><th>団地区域</th></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>850,000円</td><td>1,150,000円</td></tr><tr><td>200万円以上 250万円未満</td><td>1,100,000円</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>250万円以上 300万円未満</td><td>1,350,000円</td><td>1,850,000円</td></tr><tr><td>300万円以上 350万円未満</td><td>1,600,000円</td><td>2,150,000円</td></tr><tr><td>350万円以上</td><td>1,750,000円</td><td>2,350,000円</td></tr></table>			補助対象経費	補助金額		市街化区域 以外	団地区域	150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円	200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円	250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円	300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円	350万円以上 400万円未満	1,850,000円	2,500,000円	400万円以上 450万円未満	2,100,000円	2,850,000円	450万円以上	2,250,000円	3,000,000円	補助対象経費	補助金額		市街化区域 以外	団地区域	150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円	200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円	250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円	300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円	350万円以上	1,750,000円	2,350,000円					
補助対象経費	補助金額																																																				
	市街化区域 以外	団地区域																																																			
150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円																																																			
200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円																																																			
250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円																																																			
300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円																																																			
350万円以上 400万円未満	1,850,000円	2,500,000円																																																			
400万円以上 450万円未満	2,100,000円	2,850,000円																																																			
450万円以上	2,250,000円	3,000,000円																																																			
補助対象経費	補助金額																																																				
	市街化区域 以外	団地区域																																																			
150万円以上 200万円未満	850,000円	1,150,000円																																																			
200万円以上 250万円未満	1,100,000円	1,500,000円																																																			
250万円以上 300万円未満	1,350,000円	1,850,000円																																																			
300万円以上 350万円未満	1,600,000円	2,150,000円																																																			
350万円以上	1,750,000円	2,350,000円																																																			

耐震性能確認書

兵庫県知事 様

確認者氏名 : _____
() 建築士 () 登録第 _____ 号
建築士事務所名 : _____
() 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

_(申請者)_____が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。
なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記
※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

	(1)所在地	
	(2)申請種別	☐ 住宅型 ☐ 事業所型 ☐ 地域交流拠点型
	(3)改修後用途	☐ 自己用 (☐ 居住用 ☐ 業務用) ☐ 左記以外
	(4)規模 改修前：上段 () 書 改修後：下段	地上 () 階 地下 () 階 建築面積： () m ² 延べ面積： () m ²
2	耐震診断の方法	☐ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」 (☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法) ☐ 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」 (☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法) ☐ 市町が実施する簡易耐震診断 ☐ 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版) による耐震診断 ☐ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 (☐ 第1次診断法 ☐ 第2次診断法 ☐ 第3次診断法) ☐ 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 (☐ 第1次診断法 ☐ 第2次診断法 ☐ 第3次診断法) ☐ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 ☐ その他 (診断方法：)
3	改修前における耐震診断結果 評点	(所見)
4	改修後における耐震診断結果 評点	(耐震改修の方針)
		(具体的な補強方法)
5	備考	

※ この様式は、改修建築物が昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること。

(要領様式第 1 号)

事業費内訳表

名称		補助対象	補助対象外	計
改修費	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	改修費 計 【A】			
事務機器取得費	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	事務機器取得費 計 【B】			
合計 【A】 + 【B】				

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

☐新規 ☐変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 ☐住所の変更 ☐氏名・法人名の変更 ☐電話番号（代表）の変更 ☐振込先の変更 ☐その他（ ） ※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。					
(フリガナ) 住所（所在地）						
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名						
郵便番号	—		電話番号（代表）		— —	
経理担当者氏名	(連絡先電話番号： — —)					
記入者氏名	(連絡先電話番号： — —) (電子メール：)					
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払(口座振込) ・ 3 隔地払(送金通知書) ・ 4 隔地払(振替払出証書)					
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	銀行 (金庫)				支店	
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他 ()					支払方法が「2」の場合記入
金融機関・支店番号	.		口座番号			
(フリガナ) 口座名義人						
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入						
(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 (金庫)				支店	
金融機関・支店番号	.		口座番号		(普通)	
(フリガナ) 口座名義人						前払金専用口座登録時の注意（兵庫県機関向け）…債権者コードの末尾（11桁目）に「A（大文字、半角）」、（複数口座があるときはB,C～とする）。氏名（漢字）の前に「(前金)」を入力
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。 年 月 日 兵庫県あて 住 所（所在地） 氏名又は法人名等 代表者の職氏名						
※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項6を参照。 ※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。 【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等 【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等						

(注意事項)

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が4年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

- 5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。
- 6 この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。